

平成25年度 草津市路上喫煙対策委員会 会議資料

1. 路上喫煙対策の経過・現状について

(1) 前回の対策委員会以降の取組み報告

- 喫煙者と非喫煙者を分離するため、各マナースペース（指定喫煙場所）に植栽を設置（下図のとおり）



●マナースペース利用状況・禁止区域周辺ポイ捨て状況の実態調査

①マナースペース利用状況調査結果

(調査概要)

朝の通勤・通学時間帯を中心にマナースペースの利用状況を調査した。

調査日時：平成25年4月・7月 7:15～8:15

調査場所：各マナースペース

(調査結果)

		草津駅		南草津駅	
		東口	西口	東口	西口
4月	利用者数	72	114	135	64
	違反者数	36	20	9	25
	合計	108	134	144	89
7月	利用者数	87	114	160	49
	違反者数	24	21	7	30
	合計	111	135	167	79

②禁止区域周辺のポイ捨て実態調査

(調査概要)

期間中に各駅前の路上喫煙禁止区域周辺に捨てられている吸殻を計測。

調査期間：平成25年7月26日～8月2日

調査地点：禁止区域周辺（下記位置図参照）

調査方法： I 調査地点（側溝等）の吸殻を回収する。

II 期間経過後の吸殻の本数を計測する。

(調査結果)

	草津駅		南草津駅	
	東口	西口	東口	西口
本数	11	4	10	7

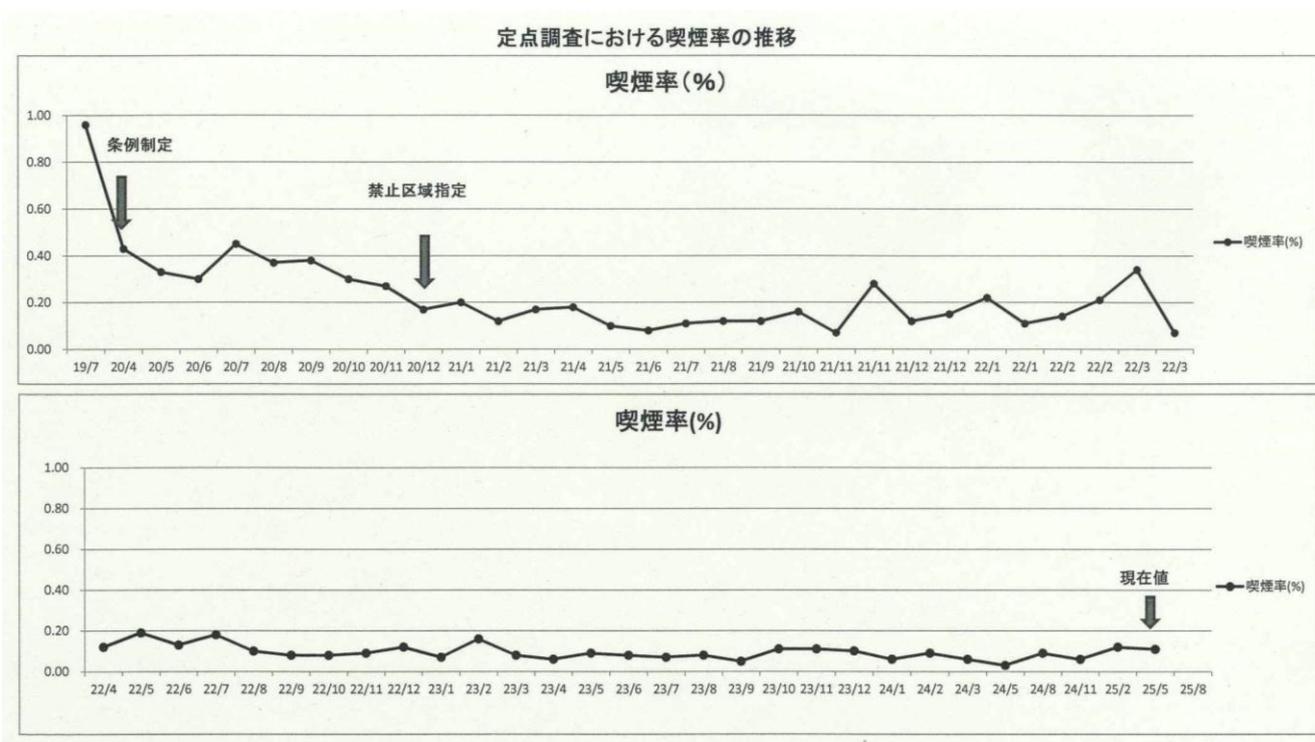


- マナースペース誘導案内路面シールの設置  
⇒ 草津駅東口エレベーター付近に誘導案内用路面シールを設置
- 駅前街頭啓発（啓発用ティッシュ配布）  
⇒ 宿場まつり開催時（4月28日）に草津駅前にて啓発ティッシュの配布
- 関係機関への喫煙マナー啓発

(2) 路上喫煙対策の現状

① 路上喫煙率：通行者に占める路上喫煙者の割合

⇒ 0.11%（平成25年5月現在）



② 路上喫煙啓発件数

- ・ 朝夕の通勤、通学時間帯を重点的に啓発指導員による禁止区域内での巡回啓発を実施する中で、マナースペース付近での立哨啓発を実施（2時間/日）
- ・ 下記啓発件数の内の多くが、マナースペース付近でのマナー違反者である。

	平成25年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
草津駅	175	163	226	307	142	272	326
南草津駅	67	52	75	63	24	81	103
合計	242	215	301	370	166	353	429

### (3) 路上喫煙に関する市民の声

#### ■喫煙マナーに関すること

- ・草津駅西口ではマナースペース外での喫煙が多く、特に雨天時は屋根のある場所で喫煙をする。
- ・禁止区域内外を問わず、たばこのポイ捨てが道路側溝等で見受けられる。

#### ■マナースペースに関すること

- ・受動喫煙の観点から、草津駅西口や南草津駅東口マナースペースの移設や撤去を求める要望が出ている。
- ・マナースペースの許容人数よりも利用者が多くなる時間帯があり、マナースペースの周囲へ煙が流れている。

## 2. マナースペースについて

### (1) 南草津駅西口マナースペースの移設について

- 南草津駅西口周辺の公園を整備することに伴い、現在設置しているマナースペースの移設が必要（市としての方針）

#### 【マナースペースの現状】

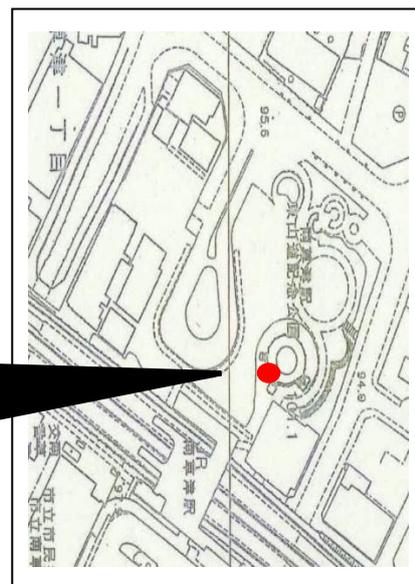
- ・広さ：約12㎡
- ・当該地域は人口増加傾向にある。
- ・マナースペース利用者も増加傾向。

南草津駅西口マナースペース→



#### 【移設案】

- ・広さ：約30㎡
- ・現在の場所から北側後方へ移動



【メリット】

- ・現在の場所から大きな変更はないため、喫煙者への誘導が容易に行える。
- ・現在のマナースペースよりも広い場所を確保できるため、今後予想される利用者の増加にも対応することが可能である。

【デメリット】

- ・駅利用者、周辺通行者との距離が比較的近いこと、付近通行者への受動喫煙の影響が引き続き懸念される。

(2) その他のマナースペースについて

●草津駅東口マナースペースの増設について（継続案件）

【前回委員会の主な意見】

- ・喫煙者がマナースペースに集中するため、受動喫煙の観点から喫煙者を分散させることが目的である。
- ・マナースペースを設置することで、禁止区域周辺でのポイ捨てや路上喫煙が減少するのではないか。
- ・マナースペースを増設するのではなく、喫煙者のマナー向上を啓発することが重要である。
- ・条例の意図や健康増進の観点から逆行するため、マナースペースの増設は反対である。

●受動喫煙について

受動喫煙とは・・・「他人が喫煙したタバコの煙(副流煙等)を非喫煙者が吸い込むこと」と解釈されるものである。

※受動喫煙に関しては、健康増進法25条や厚生労働省通知により、受動喫煙による影響の減少を求められている。

健康増進法（第25条）

- ・学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数のものが利用する施設を管理するものは、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 厚労省通知

- ・多数の者が利用する公共的な空間については、原則、全面禁煙であるべきである。
- ・屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。
- ・禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図る。
- ・喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。

### 3. 路上喫煙防止の啓発について

#### ●喫煙者の喫煙マナー向上の取組みについて

①前回までの対策委員会（意見書等）の中で、右記の方針であるが、喫煙者のマナー向上に効果的な啓発方法の検討

②禁止区域内での路上喫煙対策は、一定の啓発効果が見られる。

⇒今後も引き続き啓発し、マナー向上を図る

#### 路上喫煙対策

禁止区域：拡大しない  
罰 金：徴収しない